

平成 26 年 8 月

沢井製薬株式会社

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 5 丁目 2-30

経過措置満了のご案内 **(経過措置満了日:平成26年9月30日)**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、すでに経過措置品目へ移行のご案内をさせていただきました弊社42品目につきまして、**平成26年9月30日に経過措置期間が満了し診療報酬請求が不可能になります**ので、改めてご案内申し上げます。詳細は別紙をご参照ください。

今後とも引き続き弊社製品のご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

【お問い合わせ先】

沢井製薬株式会社 医薬品情報センター

フリーダイヤル 0120-381-999

経過措置満了日：平成26年9月30日

医療事故防止に係る販売名変更による対象品目(平成26年3月5日付官報告示)

経過措置満了品目(旧販売名)		代替品(新販売名)
アイロクール錠 10	→	一硝酸イソソルビド錠 10mg「サワイ」
アイロクール錠 20	→	一硝酸イソソルビド錠 20mg「サワイ」
イセシン注射液 200mg	→	イセパマイシン硫酸塩注射液 200mg「サワイ」
イセシン注射液 400mg	→	イセパマイシン硫酸塩注射液 400mg「サワイ」
カプロシン注 2万単位/20mL	→	ヘパリン Ca 注射液 2万単位/20mL「サワイ」
カプロシン注 5万単位/50mL	→	ヘパリン Ca 注射液 5万単位/50mL「サワイ」
カプロシン注 10万単位/100mL	→	ヘパリン Ca 注射液 10万単位/100mL「サワイ」
カプロシン皮下注 2万単位/0.8mL	→	ヘパリン Ca 皮下注 2万単位/0.8mL「サワイ」
統ケトテンカプセル 1mg	→	統ケトチフェンカプセル 1mg「サワイ」
統ケトテン DS0.1%	→	統ケトチフェン DS 小児用 0.1%「サワイ」
ケトテン点眼液 0.05%	→	ケトチフェン点眼液 0.05%「SW」
ケトテン点鼻液 0.05%	→	ケトチフェン点鼻液 0.05%「サワイ」
ケントンカプセル 200mg	→	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル 200mg「サワイ」
統シメチパール錠 200	→	統シメチジン錠 200mg「サワイ」
統シメチパール錠 400	→	統シメチジン錠 400mg「サワイ」
シメチパール注射液 200mg	→	シメチジン注射液 200mg「サワイ」
センノサイド錠 12mg「サワイ」	→	センノシド錠 12mg「サワイ」
統ディーアルファカプセル 0.25	→	統アルファカルシドールカプセル 0.25μg「サワイ」
統ディーアルファカプセル 0.5	→	統アルファカルシドールカプセル 0.5μg「サワイ」
統ディーアルファカプセル 1	→	統アルファカルシドールカプセル 1μg「サワイ」
統ディーアルファカプセル 3	→	統アルファカルシドールカプセル 3μg「サワイ」
ニルジラート錠 2	→	ニルバジピン錠 2mg「サワイ」
ニルジラート錠 4	→	ニルバジピン錠 4mg「サワイ」
統ハリソン関節注 25mg	→	統ヒアルロン酸 Na 関節注 25mg「サワイ」
統ポセビン注 10	→	統エルカトニン筋注 10単位「サワイ」
統ポセビン注 20S	→	統エルカトニン筋注 20単位「サワイ」
ミノペン顆粒 2%	→	ミノサイクリン塩酸塩顆粒 2%「サワイ」
ミノペン錠 50	→	ミノサイクリン塩酸塩錠 50mg「サワイ」
ミノペン錠 100	→	ミノサイクリン塩酸塩錠 100mg「サワイ」
ミノペン点滴静注用 100mg	→	ミノサイクリン塩酸塩点滴静注用 100mg「サワイ」
統メインロール錠 2.5	→	統ビソプロロールフマル酸塩錠 2.5mg「サワイ」
統メインロール錠 5	→	統ビソプロロールフマル酸塩錠 5mg「サワイ」
ユーパン錠 0.5mg	→	ロラゼパム錠 0.5mg「サワイ」
ユーパン錠 1.0mg	→	ロラゼパム錠 1mg「サワイ」
統ラデン錠 75	→	統ラニチジン錠 75mg「サワイ」
統ラデン錠 150	→	統ラニチジン錠 150mg「サワイ」
ラミテクト外用液 1%	→	テルビナフィン塩酸塩外用液 1%「サワイ」
ラミテクトクリーム 1%	→	テルビナフィン塩酸塩クリーム 1%「サワイ」
ラミテクト錠 125mg	→	テルビナフィン錠 125mg「サワイ」
統レニメック錠 2.5	→	統エナラプリルマレイン酸塩錠 2.5mg「サワイ」
統レニメック錠 5	→	統エナラプリルマレイン酸塩錠 5mg「サワイ」
統レニメック錠 10	→	統エナラプリルマレイン酸塩錠 10mg「サワイ」

統(統一名で記載されている品目)は、官報には告示されておりません。
 統(統一名で記載されている品目)の旧販売名製品につきましては、銘柄別あるいは統一名いずれのレセプト電算処理システムコードでも請求が可能ですが、銘柄別のレセプト電算処理システムコードは、平成26年9月30日以降、一定期間経過の後、使用できなくなります。

以上